

## 関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日: 令和5年12月27日)

開催日及び場所		令和5年12月7日(木) 関東森林管理局 2階大会議室			
委員		武藤 善行(公認会計士) 後藤 充隆(弁護士) 臂 真里緒(ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和5年7月1日 ~ 令和5年9月30日			
審議対象案件		151件	79件		
		うち、1者応札案件	0件		
		契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件		
抽出案件		5件	4件		
		(抽出率 3.3%)	(抽出率 5.1%)		
		うち、1者応札案件	0件		
		契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	2件	
			うち 1者応札	0件	
			契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件	
		指名競争	該当なし		
	公募型指名競争	該当なし			
	工事希望型競争	該当なし			
	その他の指名競争	該当なし			
	随意契約	0件			
	業務	一般競争	1件	1件	
			うち、1者応札案件	0件	
			契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件	
		指名競争	該当なし		
		公募型競争	該当なし		
		簡易公募型競争	該当なし		
		その他の指名競争	該当なし		
		随意契約	0件		
公募型プロポーザル	該当なし				
簡易公募型プロポーザル	該当なし				
標準型プロポーザル	該当なし				
その他の随意契約	0件				
物品・役務等	一般競争	1件	1件		
		うち、1者応札案件	0件		
		契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件		
	指名競争	該当なし			
随意契約(企画競争・公募)	該当なし				
随意契約(その他)	1件				
(特記事項) 落札率が高い案件又は随意契約となった案件を抽出して審議					

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	○ 一者応札の原因として、立木販売と造林事業との一括事業であることを理由の一つに挙げているが、それぞれの契約を分割発注とすることはできないのか。(契約番号：N009)	立木販売と造林事業をそれぞれ分割して発注を行っているものもある。しかし、立木販売のみでは事業者が立木を伐採して搬出することを最優先とし、地拵えをして植付をすることまでは必ずしも考慮されているとは言い難いため、搬出作業により林地が荒れてしまう場合がある。一括事業とすることで、植付までを考慮した搬出をすることとなり、結果的に林地が保全されるメリットがあるとともに、伐採・搬出のための重機を地拵えと植付にも使用することで効率化し、経費の削減が見込まれることから、一括事業が導入されている。 しかし、入札参加資格の条件として、製品生産事業の資格と造林事業の両方の資格を持っている必要があるため、入札参加のハードルは上がってしまうデメリットもある。
	○ 立木の販売について、契約者の裁量である程度自由に売ることができるのか、それとも制限があるのか。(契約番号：N009)	伐採した立木については買受者の所有となるため、販売した木材について特段の制約はない。
	○ 立木販売・造林請負を一括事業とするのか、それぞれを分割発注とするのかについて、何か基準があるのか。(契約番号：N009、O014)	事業実施地域に一括事業を行える事業者がいるのかどうかという問題があり、林業の盛んな地域では一括事業とすることも可能だが、業者数が少ない地域では入札参加資格を持つ業者も少ないことから難しくなっている。また、現地の立地環境から難しい面もあるため、それらを勘案しつつ、できる所から一括事業を進めていきたいと考えている。
	○ 可能な所は積極的に一括事業の導入を進めていくということは、事業者もそれに対応するスキルを次第に身に付けていき、入札に参加できるようになっていくということか。(契約番号：N009)	少子高齢化の影響もあって人材不足が課題となっていることから、事業者の育成も見据えて一括事業を広げていきたいと考えている。 なお、一括事業を受注できる事業者は組織基盤がしっかりしており、地域への貢献に期待でき、また、我々としてもちゃんとした山を作っていく上で一括事業が必要であると考えていることから、積極的な導入を目標としている。
	○ 競争入札を成り立たせるためには事業者が複数いることが必要であり、また、事業者の組織を大きくしていきたいとのことだが、そのための取組を何か行っているのか。(契約番号：N009)	事業者としては経営上、事業量の見込みを把握することが重要である。 公平性・秘密保持の点から難しい面もあるものの、可能な限り早く事業の発注見通しをHPで公表している。
	○ 令和元年の台風被害回復のための事業が今年度の事業として行われているが、もっと早く工事をすることはできなかったのか。(契約番号：A004、B006、D008)	災害が発生した場合、人家や重要な国道等に被害が影響する場合、経常予算とは別に災害に係る予算を個別に要求し、速やかに優先度の高い所から工事を進めている。令和元年の台風についても暑の体力を考えながら同様の対応を行っており、今回の案件は、相対的に優先度が低く今年度の実施となったものである。 また、国有林の林道については、国有林の事業の用に供するため設置したものであり、原則として一般の車両は通行禁止としている。そのため、森林整備等の事業に伴い利用する林道を修繕していることから、事業の優先順位も勘案して林道修繕を行っている。
	○ 地滑りの兆候についてはどういう形でわかるのか。通報があるのか、それとも定期的な調査をしているのか。(契約番号：D008)	地滑りの兆候としては時間とともに拡大していく亀裂の発見が一番わかりやすい。地元の市町村の方から通報をいただくこともあるが、国有林の現地を管理している森林官が巡視中に発見することもある。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和5年12月7日(木) 関東森林管理局2階大会議室			
委員	武藤 善行(公認会計士) 後藤 充隆(弁護士) 臂 真里緒(ジャーナリスト)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	・			・
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				